

児童手当

児童手当が拡充されました

平成18年4月1日から児童手当制度が改正され、支給対象年齢が小学校第3学年修了前（9歳到達後最初の年度末まで）から小学校修了前（12歳到達後最初の年度末まで）に拡充されました。

今回の改正により、新たに児童手当を受ける保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。

また、現在受給中の保護者の方で、今回の改正により支給対象児童数が増える方については、額改定請求が必要となります。

なお、改正に伴う新規認定および額改定の請求は、平成18年4月1日から平成18年9月30日までに請求を受けたものに限り、特別的に4月1日までさかのぼって支給されます。

▼平成18年度小学4年生の児童（平成8年4月2日生～平成9年4月1日生）

当該児童に係る児童手当などを、平成18年3月31日まで受給していた保護者の方は、4月以降も引き続き支給されますので、手続きの必要はありません。

▼平成18年度小学5・6年生の児童（平成6年4月2日生～平成8年4月1日生）

現在受給していない保護者は、「認定請求」、現在受給中で該当児童数が増える保護者は、「額改定請求」が必要となります。

加入者は受給者の方の健康保険被保険者証の写し、本請求書提出の際、厚生年金加入者の方は受給者の方の健

保険被保険者証の写し、本申請が必要な保護者の場合は「認定請求」、現在受給中で該当児童数が増える保護者は、「額改定請求」が必要となります。

上記の申請が必要な保護者の方には住民福祉課住民係より通知しますが、通知が届かない場合はご連絡ください。公務員の方は勤務先にお問い合わせください。

■問い合わせ 村住民福祉課 住民係 ☎ 49-3112

みんなで楽しい子育てを 地域子育て支援センター事業を行っています

子育て支援



子育てを応援するやまゆり保育室に参加してみませんか（昨年の活動から）

さめがわこどもセンターでは、乳幼児を育てているお母さんやその家族を対象に、保育園、幼稚園の知識、技術を生かした地域子育て支援事業を行っています。

主な支援内容

- ①子育てサークルなどの育成・支援
- ▼お母さんたちの交流のお手伝い
- ▼子育ての知識や技術の提供、

行事の開催

- ▼親子同士で遊びが楽しめる支援室の開放（月～金曜日、午前9時30分～午後3時）
- ②育児相談
- ③子育て情報提供

要望により、保健、栄養情報、手作り玩具などの身近な育児情報を提供します。

定期的な活動

やまゆり保育室、やまゆり乳児室を月1回開催します。育児をされている方が地域の中で楽しく子育てできることを応援します。（有料）

今年度からの新しい活動

一時保育（免許更新や通院などで一時的に保育が必要になる幼児の保育）を次により実施します。（有料）

利用回数 月12回まで
利用時間 午前8時30分～午後5時まで

■問い合わせ こどもセンター ☎ 29-1010



「よろしくお願いします」
ほつとはうす・さめがわ運営スタッフ（左から）／根本富子（調理）小森洋一（支配人）藤田セツ子（調理）

■お知らせ

村営交流施設「ほつとはうす・さめがわ」（赤坂東野字葉貫）の運営体制が4月より変わりましたのでお知らせします。みなさんのご利用をお待ちしています。

■問い合わせ 村企画調整課 ☎ 49-3115／ほつとはうす・さめがわ ☎ 48-2555